



様式第九号（第十条の六関係）

許可番号 05240004438号

産業廃棄物処分業許可証

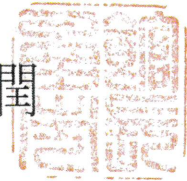
住 所 北海道函館市亀田中野町219番地14

名 称 株式会社西武建設運輸
代表取締役 岸 寛樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

函館市長 大 泉

潤



許可の年月日 令和6年10月7日

許可の有効年月日 令和11年10月6日

1. 事業の範囲

- 破碎 ①木くず, ②ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず(これらのうちガラスくずを除く。), ③がれき類 以上3種類(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- 焼却 ①汚泥, ②廃油, ③廃酸, ④廃アルカリ, ⑤廃プラスチック類, ⑥紙くず, ⑦木くず, ⑧繊維くず, ⑨動植物性残さ, ⑩動物系固形不要物, ⑪ゴムくず, ⑫金属くず, ⑬ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, ⑭動物の死体 以上14種類(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- 埋立 ①燃え殻(判定基準に適合しないものを除く。), ②汚泥(判定基準に適合しないものを除く。), ③廃油(タールピッチ類に限る。), ④廃プラスチック類, ⑤紙くず, ⑥木くず, ⑦繊維くず, ⑧動植物性残さ, ⑨動物系固形不要物, ⑩ゴムくず, ⑪金属くず, ⑫ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, ⑬銑さい, ⑭がれき類, ⑮動物の死体, ⑯ばいじん(判定基準に適合しないものを除く。), ⑰産業廃棄物を処分するために処理したもの(判定基準に適合しないものを除く。) 以上17種類(特別管理産業廃棄物であるものを除く。), 石綿含有産業廃棄物であるもの, 水銀使用製品産業廃棄物であるもの(水銀回収義務のないものに限る。)を含み, ①燃え殻, ②汚泥, ⑬銑さい, ⑯ばいじんについては, 水銀含有ばいじん等であるもの(水銀回収義務がないものに限る。)を含む。

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 破碎施設

- ア 施設の種類 木くずの破碎施設
- 設置場所 函館市亀田中野町219番14の内
- 設置年月日 平成28年11月30日
- 処理能力 木くず: 176 t/日(8時間), 22 t/時間
- 許可年月日 平成28年11月9日



(第2面)

- イ 許可番号 函産施第28-1号
施設の種類 がれき類の破碎施設
設置場所 函館市亀田中野町219番15の内
設置年月日 平成17年5月16日
処理能力 がれき類：960 t / 日（8時間），120 t / 時間
許可年月日 平成15年10月29日
ウ 許可番号 函産施第15-3号（1）
施設の種類 がれき類の破碎施設
設置場所 函館市亀田中野町219番15の内
設置年月日 平成17年6月18日
処理能力 がれき類：320 t / 日（8時間），40 t / 時間
許可年月日 平成15年10月29日
許可番号 函産施第15-3号（2）

(2) 焼却施設

- 施設の種類 汚泥，廃油，廃プラスチック類，産業廃棄物の焼却施設
設置場所 函館市亀田中野町219番4
設置年月日 平成26年7月31日
処理能力 汚 泥 26.064 t / 日（24時間），1.086 t / 時間
廃 油 20.448 t / 日（24時間），0.852 t / 時間
廃プラスチック類
27.504 t / 日（24時間），1.146 t / 時間
産業廃棄物（紙くず・木くず専焼時）
60.192 t / 日（24時間），2.508 t / 時間
混焼時 51.000 t / 日（24時間），2.125 t / 時間
許可年月日 平成25年7月16日
許可番号 函産施第25-1号

(3) 最終処分場

- 施設の種類 安定型最終処分場および管理型最終処分場
設置場所 函館市亀田中野町219番4
設置年月日 平成26年7月31日
処理能力 埋立面積 7,200㎡ 埋立容量 38,344.2m³
許可年月日 平成25年7月16日
許可番号 函産施第25-2号

3. 許可の条件
該当なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成7年7月10日 新規許可
平成16年9月15日 変更許可 木くずの破碎の追加
平成18年7月4日 変更許可 ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうちガラスくずを除く。）の破碎の追加
平成26年10月7日 変更許可 汚泥，廃油，廃酸，廃アルカリ，廃プラスチック類，紙くず，木くず，繊維くず，動植物性残さ，動物系固形不要物，ゴムくず，金属くずガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず，動物の死体の焼却の追加



(第3面)

燃え殻（判定基準に適合しないものを除く。）、汚泥（判定基準に適合しないものを除く。）、廃油（タールピッチ類に限る。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉋さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動物の死体、ばいじん（判定基準に適合しないものを除く。）、産業廃棄物を処分するために処理したもの（判定基準に適合しないものを除く。）の埋立の追加

令和6年10月17日 更新許可（第6回）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

